

整理番号	計調-法申-43
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局建築指導部建築企画課 (06-6208-9284)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	現に存する建築物の位置及び構造を前提とする一の敷地とみなすこと等による制限の緩和認定
概要	建築基準法では一敷地一建物が原則となりますが、一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として、各建築物の位置及び構造が安全上、防火上および衛生上支障がないと認められるものについて、特例対象規定の適用にあたっては、これらの建築物の敷地をひとつの敷地とみなすと規定されています。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法第86条第2項</li> <li>・一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に関する認定取扱要綱 (上記要綱については、計画調整局 建築指導部 建築企画課 窓口にて設置)</li> </ul>
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>■高度利用型認定基準                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○区域面積の規模 住居系地域・近隣商業地域・商業地域 1,000平方メートル以上 準工業地域・工業地域・工業専用地域 2,000平方メートル以上</li> <li>○前面道路の通り抜け 対象区域の前面道路は、6m（各々の制度に定める前面道路幅員）以上の幅員を有する道路まで、当該幅員以上で通り抜けていること。</li> <li>○接道率 対象区域が6m（各々の制度に定める前面道路幅員）以上の幅員を有する道路に接する部分の長さの和は、外周の長さの6分の1以上とすること。</li> </ul> </li> <li>■協調建替型認定基準                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○一定の一団の土地の区域の面積は、500㎡未満であること。</li> <li>○適用区域の形状は、できる限り整形であること。</li> </ul> </li> </ul> <p>上記記載のほか、「一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に関する認定取扱要綱」を必ずご確認ください。</p>
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	計画調整局 建築指導部 建築企画課
提出時期	随時
提出方法	建築企画課及び関係協議先と事前協議を行ったうえ、許可申請書及び添付図書（正副2通）を作成してください。建築企画課窓口で納付書を発行しますので指定金融機関等で手数料を納付し、上記提出先まで提出してください。
手数料	申請の種類によって異なります。詳しくは下記のホームページをご覧ください。
相談窓口	計画調整局 建築指導部 建築企画課
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000012452.html">https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000012452.html</a>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に建築企画課、関係協議先と協議を行ったうえ、申請を行ってください。</li> </ul>